

専門訴訟で活躍するアドバイザー

～活用が進む知的財産権訴訟における専門委員～

今回は知的財産権訴訟における専門委員制度と、その活用状況についてご紹介します。



【専門委員が関与する期日（イメージ）】

（中央が裁判官，裁判官の右隣りが裁判所調査官，左隣り2名が専門委員）



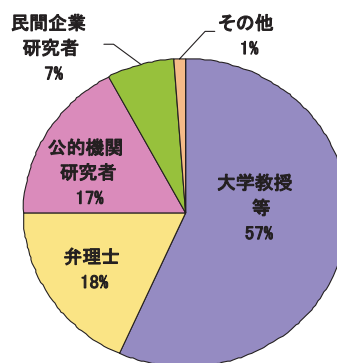
（右から順に専門委員2名，裁判官，裁判所調査官）

1 知的財産権訴訟における専門委員制度について

知的財産権訴訟，とりわけ特許権に関する訴訟は，その争点が，複雑，高度な専門的技術に関するものであることが少なくありません。「専門委員制度」とは，このような専門的，技術的事項が争点となる，いわゆる専門訴訟において，一層充実した審理判断を実現するために，平成16年4月から導入された制度です。

知的財産権訴訟における専門委員は，最先端の科学技術の研究に従事している大学教授や研究者を始めとして，全国の各専門分野の第一人者ともいべき方々から構成され，その総数は180人を超えています。

知的財産権訴訟における専門委員の職業別構成比



各専門委員の専門分野は，電気，機械，化学，情報通信，バイオテクノロジーなど多岐にわたりますが，裁判所は，数多くの専門委員の中から，具体的事件において争点となっている専門分野に適した専門委員を指定することになります。指

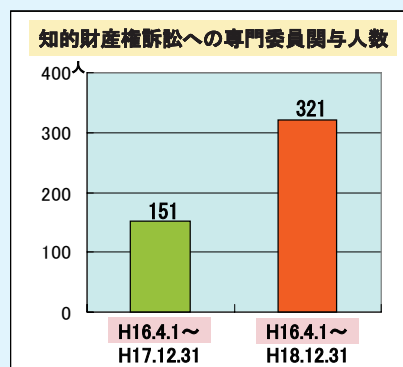
定を受けた専門委員は、公平、中立なアドバイザーの立場から、専門的技術についての説明等を行うことにより、専門的、技術的事項に関する裁判所の審理判断がより適正かつ迅速なものとなり、その判断への信頼が一層高まることが期待されています。



2 知的財産権訴訟における専門委員制度の一層の活用、充実について

知的財産権訴訟において争点となる高度な専門的、技術的事項に的確に対応した審理判断を実現するため、主に特許権に関する訴訟について、一つの事件の手續に複数の専門委員を関与させるなどして、専門委員制度の活用を図っています。これまでに、知的財産高等裁判所、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所では、延べ300人を超える専門委員が知的財産

権訴訟に関与しており、その実績は着実に伸びています。



また、知的財産高等裁判所においては、専門委員実務研究会を開催し、知的財産高等裁判所、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的財産権訴訟を担当する裁判官と専門委員とがケース研究や専門委員制度の積極的な活用に向けた実務上の工夫についての意見交換を行うなど、専門委員制度をより充実したものにするための取組を行っています。

【専門委員実務研究会の様子】



(全体会)



(分科会)



～専門委員へのインタビュー～



星野 坦之
(ほしの やすし)



工学博士
日本工業大学システム工学科
教授



大崎 壽
(おおさき ひさし)



理学博士
東京大学先端科学技術研究センター
特任教授

● 専門分野，研究分野について

星野 複写機やレーザープリンターに代表される，画像を美しく出力することのできる，扱い易く感性に合った画像システムに関する研究を専門にしています。画像システムの中でも，具体的には，トナー高精度制御などのハード技術や画像処理などのソフト技術をテーマにして，日々研究を進めています。

大崎 物質工学，特に薄膜に関する分野を中心に，産業に展開し得る基礎科学の研究をしています。目に見える物では，プラズマテレビの前面フィルターのように，電磁波を遮断する機能や画像を鮮明に映し出す機能などを有する膜がこの分野に当たりま

す。

最近では，常温プラズマ結晶化技術の開発・研究をしています。

● 専門委員について抱いたイメージは？

星野 当初は，「裁判所」の専門委員という言葉から，ニュースやテレビに出てくる裁判所の法廷のイメージが強く，専門委員として手続に関与することに不安を覚えました。実際の事件を傍聴したことで，雰囲気をつかむことができ，早期に不安を払拭することができました。

大崎 専門委員も，手続に関与していく以上は，技術に関する専門的知識はもちろんのこと，特許制度や裁判手続などの法律に関する専門的知識も

持ち合わせていなければならないのではないかと、とても気がかりでした。

● 実際に手続に関与した感想は？

星野 私は、これまで知的財産高等裁判所において、特許に関する4件の事件の手続に関与しました。期日では、自分の持つ技術的知識に基づき説明をしますが、それにより争点が明らかになったときには、自分が事件に貢献できているという充実感がありました。

大崎 私も知的財産高等裁判所などで特許に関する8件の事件の手続に関与しました。手続に関与して実感したことは、専門委員は、事件に即して的確に技術的事項を説明することが重要だということです。あわせて、専門委員として、特許制度や裁判手続について、理解しておくことも必要かなと感じています。

● 専門委員として心掛けていることは？



星野 当事者の一方が他方よりも優勢であると感じた場合であっても、自分の見解を表に出さぬよう、技術的な面からの説明に徹して、争点を明ら

かにしていくということです。

大崎 私が一番気をつけていることは、いかにしてニュートラルティ（中立）を保つかということです。そのため、出来るだけ客観的に技術面だけを説明するようにしています。

また、当事者双方が申し立てていないことについて判断することはできませんから、技術面の説明をする際にも、そこまで言及することがないよう、特に気をつけています。

● 専門委員制度について

星野 専門委員制度は非常に良い制度だと思っています。専門委員制度の活用により、裁判所の審理判断がより一層適正になされ、事件の当事者双方が心から裁判所の判断に納得し、

「専門委員に関与してもらって本当に良かった。」と感じてもらえるようになればいいと思っています。

大崎 専門委員として手続に関与すると、中立的な立場から、技術や特許の在り方について、改めて客観的に考えることができるので、研究者としても有意義な面があり、いろいろな意味で、自分がこの制度に専門委員として参画することができて本当に良かったと思っています。

今後は、専門委員制度の更なる活用により、裁判所の審理判断が一層充実していくものと期待しています。

